

入 札 説 明 書

「札幌運輸支局他で使用する電気の購入」に係る入札公告（令和2年12月4日付）に基づく入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等 支出負担行為担当官 北海道運輸局長 加藤 進

2. 調達内容

- (1) 契 約 件 名 札幌運輸支局他で使用する電気の購入
- (2) 件名の特質等 別添仕様書のとおり
- (3) 契 約 期 間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (4) 履 行 場 所 別添仕様書のとおり
- (5) 入 札 方 法

- ① 本件は、入札及び書類の提出を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。
- ② 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、入札者は、供給に要する一切の諸経費を含め、予定数量の総額を見積もるものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 入札保証金及び契約保証金 免 除

3. 競争参加資格

- (1) 次の者は、競争に参加する資格を有さない。

- ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当する者

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当する者

- ③ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

- ④ 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者

（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過していない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

⑤ 労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までには是正を完了している者を除く。）

⑥ 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がある者（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）

(2) 令和1・2・3年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格） 「物品の販売」において「A」又は「B」の等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていること。

(4) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき支出負担行為担当官が定める入札参加資格として、省CO2化の要素を考慮する観点から、別紙1に示す「環境配慮要件」に基づく基準を満たす者であること。

(5) 北海道運輸局長から指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。

(6) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

(7) 競争参加資格の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月26日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

4. 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎

北海道運輸局総務部会計課

TEL 011-290-2713

5. 質問書の提出

入札公告等の内容に質問がある場合は、次に従い書面による質問書を提出すること（様式は任意とする。）。

- ① 期間 公告の日から入札参加申請書提出期限の前日（土曜、日曜及び祝日を除く）の午前8時30分から午前12時まで、午後1時から午後5時15分まで
- ② 場所 北海道運輸局総務部会計課
- ③ 方法 持参又は書留郵便による郵送

6. 回答書の閲覧

質問書に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

- ① 期間 回答書ができあがった日から入札参加申請書提出期限の日まで

- ② 場所 北海道運輸局総務部会計課 公示板
- ③ その他 質問書を提出しなかった場合でも、他の入札参加者が質問書を提出している場合があるので閲覧すること。

7. 入札及び開札

(1) 入札参加申請

- ① 入札に参加する者は、入札参加申請書（様式1）を電子調達システムを用いて、
令和3年1月25日（月）16時00分までに提出すること。

ただし、電子調達システムにより難しい場合は、紙入札方式参加願（様式2）を4.の場所に

令和3年1月25日（月）16時00分までに提出し、

発注者の承諾を得た上で、紙入札方式により本件入札への参加を認めることとする。

- ② 入札参加申請書又は紙入札方式参加願には、下記の書類を添付すること。

ア 競争参加資格格付けを証明する書類「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」

イ 電子調達システムによる入札の場合は、予め当該入札に使用するICカードを限定し、確認書（様式3）を提出すること。

なお、当該入札において、予め限定したICカード以外を使用した場合は無効となる為、注意すること。

ウ 電子調達システムによる入札者にあつて、電子入札の利用を代理人が行う場合は入札参加手続前までに、電子調達システムで委任の設定を行うこと。

また、紙入札方式による入札者にあつて、代理人が入札する場合には期間委任状（様式4）又は都度委任状（様式5）を提出すること。

なお、いずれの場合においても復代理は認めないものとする。

エ 応札物品証明書兼保証書

オ 上記3.（3）に示す、登録を受けている者であることを証明する書類。

カ 上記3.（4）に示す条件を満たすことを証する別紙2「環境配慮要件に関する報告書」（その根拠を示す書類を添付すること。）。

- ③ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- ④ 電子調達システムによる入札参加者は、入札手続きの開始以降、使用していたICカードについて、ICカード発行機関のICカードの利用に関する規約上の失効事由が生じた場合は、利用者情報更新または受任者情報更新によってICカードの追加・削除を行う。また、ICカードの有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなった場合には、電子証明書更新によって、ICカードの更新を行う。
- ⑤ 入札参加申請書又は紙入札方式参加願を提出した者は、開札日の前日までの間において支出負担行為担当官から必要な証明書等の内容に関する照会があった場合には、説明しなければならない。

(2) 入札書の提出期限

- ① 電子調達システムによる入札の締切りは、

令和3年1月26日（火）16時00分とする。

- ② 紙による入札の場合は、

令和3年1月26日（火）16時00分までに

持参又は書留郵便にて送付すること。

(3) 入札書の提出方法

- ① 電子調達システムによる入札の場合は、当該システムの所定の方法により締切りまでに提出すること。なお、併せて入札内訳書（様式6-2）を提出すること。
- ② 紙による入札の場合は、入札書（様式6）及び入札内訳書（様式6-2）を作成し、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称及び商号）等を記入し、持参又は書留郵便にて送付すること（入札時に使用する封筒記載例を参照のこと）。

なお、郵送による場合は、前述により作成した封筒を郵送用の封筒へ入れた二重封筒とし、「1月27日開札（件名）入札書在中」と表封筒に朱書し、他の書類と区分して支出負担行為担当官 北海道運輸局長あて（親展）に書留郵便にて送付すること。また、電報、ファクシミリ、電話等による入札は認めない。

(4) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び電子調達システムを利用するためのICカードを不正に使用した者の提出した入札書並びに以下の各号により提出された入札書は無効とする。

- ア 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- イ 金額を訂正した入札
- ウ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- エ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(6) 開札

- ① 開札日時 **令和3年1月27日（水）10時00分**
- ② 開札場所 **北海道運輸局総務部会計課事務室**
- ③ 開札は、紙入札方式による入札者（代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ。）を立ち合わせて行う。ただし、紙入札方式による入札者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ④ 紙入札方式による入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ⑤ 紙入札方式による入札者は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じて身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- ⑥ 紙入札方式による入札者は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑦ 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合においては、電子調達システムにより再度の入札の締切時刻を直ちに通知し、また、開札場において再度の入札の締切時刻を直ちに公表するので、当該時刻までに再度の入札を行い、また、紙入札方式による入札者は当該締切時刻までに再度の

入札書を提出すること。

ただし、紙入札方式による入札者のうち開札に立ち会わなかった者は、再度の入札に参加することができない。

なお、入札執行回数は、2回以内とする。

8. その他

- (1) 締約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする
 - ① 本入札説明書に従い、入札書を提出した入札者であって、本入札説明書の3. の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - ② 落札者となるべき同価の入札を行った者が二人以上あるときは、下記の要領で落札者を決定する。
 - ア 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合
電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。
 - イ 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合
電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。
 - ウ 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合
その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。
- (3) 電子調達システムにて入札書の内訳書を提出する場合においては、下記に示すアプリケーションを用いて作成すること。ただし、その容量が3MBを超える場合にあっては、紙により作成し、入札の締切りまでに上記4. に示す場所まで郵送又は持参すること。（上記7.（1）②に示す書類についても同様に、上記7.（1）①の入札参加申請書提出期限までに郵送又は持参すること。）
 - ア 一太郎（一太郎Government 8型式以下で保存したもの）
 - イ Microsoft Word（Word2013型式以下で保存したもの）
 - ウ Microsoft Excel（Excel2013型式以下で保存したもの）
 - エ PDFファイル（Acrobat Reader DC以下で作成したもの）
 - オ 画像ファイル（JPEG型式、GIF型式）
- (4) 契約書の作成
 - ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
 - ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案2通に記名押印し、更に契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
 - ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(5) 支払条件

支払については、納入検査終了後、供給者の請求により支払うこととし、請求書を受理した日から30日以内に銀行振込みにより代金を支払うものとする。

(7) 異議の申し立て

入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等について、不明を理由として異議を申し立てることはできない。

環 境 配 慮 要 件

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）に基づき、国等が排出する温室効果ガス等の削減を図るため、以下の基準を満たした者を競争入札参加資格者とする。

1. 基準

- (1) ①令和元年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後の排出係数）、②令和元年度の未利用エネルギー活用状況、③令和元年度の再生可能エネルギー導入状況の3項目に係る数値を、以下の表に当てはめた場合の点数の合計が70点以上であること。

項 目		数 値		点数
①	令和元年度1kWh当たりの二酸化炭素 排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO2/kWh）	0.000 以上	0.550 未満	75
		0.550 以上	0.575 未満	70
		0.575 以上	0.600 未満	65
		0.600 以上	0.625 未満	60
		0.625 以上	0.650 未満	55
		0.650 以上	0.675 未満	50
		0.675 以上	0.700 未満	45
		0.700 以上	0.725 未満	40
		0.725 以上	0.750 未満	35
		0.750 以上	0.775 未満	30
		0.775 以上		25
②	令和元年度の未利用エネルギー活用 状況	0.675% 以上		10
		0% 超	0.675% 未満	5
		活用していない		0
③	令和元年度の再生可能エネルギー導 入状況	7.50% 以上		20
		5.00% 以上	7.50% 未満	15
		2.50% 以上	5.00% 未満	10
		0% 超	2.50% 未満	5
		活用していない		0

- (2) 令和元年度において、廃止前の電気事業者による 新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号、以下「RPS法」という。）の義務を果たしていること。

2. 添付書類等

- (1) 入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、上記1（1）の基準を満たすことを示す別紙2「環境配慮要件に関する報告書」及びその根拠を示す書類を添付すること。
- (2) 添付書類については、対外的な公表資料、公表資料がない場合は自社の資料を提出すること。

1. 基準（1）の”表”及び別紙2”環境配慮要件に関する報告書”における「各用語の定義」

<p>①令和元年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）</p> <p>「令和元年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次のいずれかの数値とする。</p> <p>1. 地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により電気事業者ごとに個別に公表されている令和元年度の二酸化炭素排出係数。</p> <p>2. 上記「1.」の係数が無い場合、各電気事業者がホームページ等で公表している係数又は温対法に基づき算出した係数を使用し、その理由及び算出根拠となる資料を添付すること。</p>
--

<p>②令和元年度の未利用エネルギー活用状況</p> <p>令和元年度における未利用エネルギーの活用比率として、令和元年度の未利用エネルギーによる発電電力量（kWh）を令和元年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除して算出する。</p> <p>（算定方法）</p> $\text{令和元年度の未利用エネルギーの活用状況（\%）} = \frac{\text{令和元年度の未利用エネルギーによる発電電力量}}{\text{令和元年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ <p>未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨を考慮し含まない。）をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（RPS法で定める新エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p> <p>未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p>
--

<p>③令和元年度の再生可能エネルギー導入状況</p> <p>再生可能エネルギー導入状況とは、次の①及び②に示した再生可能エネルギー電気の利用量（kWh）を令和元年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。</p> <p>①令和元年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））</p> <p>②令和元年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh）（ただし、太陽光発電の余剰電力買取制度及び再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。）</p> <p>（算定方法）</p> $\text{令和元年度の再生可能エネルギーの導入状況（\%）} = \frac{\text{令和元年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（①+②）（kWh）}}{\text{令和元年度の供給電力量（需要端）（kWh）}} \times 100$ <p>再生可能エネルギーは、FIT法において定義される再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）地熱及びバイオマスを用いて発電された電気とする。</p>

環境配慮要件に関する報告書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道運輸局長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

令和 年 月 日付で公告のありました「札幌運輸支局他で使用する電気」の調達について、環境配慮要件の基準に基づき算定した当社の点数等は下記のとおりであり、当該要件を満たしていることをご報告いたします。

記

1. 次の3項目に係る自社の基準値に対する点数の合計が70点以上であること。

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和元年度1KWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和元年度の未利用エネルギー活用状況 (単位: %)		
③	令和元年度の再生可能エネルギー導入状況 (単位: %)		
合 計 点 数			

2. 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法について

項 目	区 分	判 定
令和元年度において、廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の義務を果たしていること。	適・否	

* 判定欄は、区分に従い記載すること。

* 1の各用語、自社の基準値及び点数は、別紙1「環境配慮要件」の表及び各用語の定義に従い記載すること。

* 1の条件を満たす根拠を示す書類を添付すること。

苫札物品証明書兼保証書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

北海道運輸局長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

契約件名： 札幌運輸支局他で使用する電気の購入

本件名に係る入札については、下記の物品をもって応札いたします。

なお、当該物品は貴局が指定する仕様等を満たしており、また、貴局の指定する履行場所、日時までに供給すること保証します。

記

物 品 名	仕 様	予定使用電力量	履 行 場 所
札幌運輸支局他で使用する電気	高圧受電	820,983 kwh	札幌運輸支局
			函館運輸支局
			旭川運輸支局
			室蘭運輸支局
			釧路運輸支局（庁舎）
			釧路運輸支局（車検場）
			帯広運輸支局
			北見運輸支局

入札時に使用する封筒記載例

(表)

支出負担行為担当官
北海道運輸局長 殿
1月27日開札
札幌運輸支局他で使用する電気の購入
入札書在中

(裏)

代表者印
代表者印
代表者印

*縦書き、横書きいずれでも可

入札参加申請書

契約件名 札幌運輸支局他で使用する電気の購入

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

支出負担行為担当官
北海道運輸局長 殿

添付書類

- 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- 応札物品証明書兼保証書
- 電気事業法の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を得ている者、又は、特定規模電気事業者としての届出を行っている者であることを証明する書類
- 環境配慮要件の基準を満たすことを証する別紙2「環境配慮要件に関する報告書」
- 上記報告書に記載の自社の基準値の根拠を示す書類

紙入札方式参加願

契約件名 札幌運輸支局他で使用する電気の購入

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため紙入札方式での参加をいたします。

令和 年 月 日

資格審査登録番号
企業名称
企業郵便番号
企業住所
代表者名
代表者役職
電子くじ番号

入札者

住 所
企業名称
氏 名

印

支出負担行為担当官
北海道運輸局長 殿

*入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその者が記載、押印する。

2. 電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000~999の任意の3桁の数字を記載する。

都 度 委 任 状

受 任 者
住 所
氏 名
使 用 印

印

私は上記の者を代理人と定め

「件名 札幌運輸支局他で使用する電気の購入」

に関する下記の権限を委任します。

委任事項

1. 入札及び見積について
1. 契約締結について
1. 代金の請求及び領収に関する事項
1. その他契約に関する一切の事項

令和 年 月 日

委任者

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

支出負担行為担当官
北海道運輸局長 殿